

平成 25 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 25 年 7 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カツエ君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

5 番	武内正俊君	17 番	川崎眞志男君
29 番	小堀田幸一君	番	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

事務局長		局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第37号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林 泰裕君） ただいまより平成 25 年第 7 回総会を開催致します。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。本日はお仕事でお疲れのところ、また暑い中にご出席いただきましてありがとうございます。今年は梅雨明けと同時に真夏のような気象となり、これが来月末まで続くとの予想がされております。皆さんも身体に十分注意して仕事に励んでいただきたいと思います。

さて、今月の 17 日に新規就農者の激励会がありまして、天草市においては 17 名の方が新規就農されることとなります。地域別では、新和が 2 名と牛深 1 名、本渡が 2 名、五和が 4 名、倉岳が 3 名、天草が 2 名、有明が 3 名、栖本と河浦が 1 名ずつの計 17 名です。喜ばしいことに 20 歳代の方が 8 名もおり、30 歳代と 40 歳代が 4 名、50 歳代が 5 名と大変希望が持てることではないかなと思っております。しかしながら、新規就農でございますのでご心配も色々あるかと思っております。ご相談等があった場合は農業委員の皆さん方も気をつけていただき、ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（林 泰裕君） ありがとうございます。本日は 3 名の委員から欠席届が出されており、また、1 名の委員から遅れる旨の連絡を受けておりますが、過半数の委員が出席されておりますので総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、23 番滝下清三郎委員、24 番山田勝彦委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の畑 127 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2 番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の畑 98 m²を売買によ

り取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、第1号の全部効率利用要件については、1筆だけ経営基盤強化促進法の賃借権の設定がされておりますが、借り手側が青年就農給付金の受給者であり、合意解約を行うことで借り手が支障をきたす場合においては合意解約をしなくとも全部効率利用要件の例外として認められています。

また、第5号の下限面積要件については、農地法施行令第6条第3項第5号に「その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得する」という場合においては、下限面積が40aを下回っても例外として認められています。また、取得後、申請地には枇杷・梅・金柑を栽培される計画です。

3番について説明します。本町の譲受人は今釜町の譲渡人より、佐伊津町の畑3筆4,279㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には苗栽培をされる計画です。

4番について説明します。栖本町の譲受人は、埼玉県熊谷市の譲渡人より、栖本町の畑324㎡・田2,000㎡を、売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。

5番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人外3名から河浦町の畑230㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹を栽培される計画です。

6番について説明します。栢宇土町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の畑9筆20,269㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物及びショウガを栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。譲渡人が以前から耕作できないと言われていたそうですが、その隣の農地を耕作されている譲受人が自宅からも近いとのことで引き継ぐこととなり、今回の申請となりました。場所は谷川印刷の100m先にある農地です。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番(倉田喜一君) 34番、倉田です。2番について説明致します。譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、耕作面積が40aに満たないわけですが、自作地に隣接しており他の方が耕作するのには困難であることから例外として認められるということです。

取得後は枇杷や梅を栽培される予定です。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○34番(倉田喜一君) 34番、倉田です。3番について説明致します。申請場所については、工業団地の西側にあり、ぶどう園の東側になります。この申請地は譲受人がこれまで5年間種床を耕作してきており、今回、購入したいということで申請が出された次第です。現在も芋づるの苗が植えられており、秋にはたまねぎの苗を耕作し販売したいとのことです。従事者の方も常時雇って耕作をされております。問題はないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○21番(宮崎義一君) 21番の宮崎です。4番について説明致します。譲渡人は昭和40年

代から埼玉県に在住されており、今後も帰郷する予定はないということで、譲受人へ託すこととなった次第です。申請地はりっぱな田として稲が植えられておりました。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。5番について説明致します。

譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人より売買により取得したいというものです。申請場所については旧富津小学校の近くにあり、譲受人の土地と隣接しております。特に問題がないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番の川峯です。6番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が農業者年金受給のため後継者へ所有権を移転するための申請となっております。これまでは譲渡人が耕作を担当し、譲受人が牛を15頭飼育していました。今回の申請地については、柙宇土から下田へ通じる旧有料道路の料金所があった場所より200mほど進み、そこから右折し譲渡人の自宅までの間に存在する9筆分が対象となっております。譲渡人は農業委員も歴任されており、今後も親子共々柙宇土町の農業の中心的役割を担う農家だと思っております。特に問題がないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

熊本市南区の申請人は、共同住宅及び駐車場を建設するため、本渡町の田1,026㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番(鶴田雄士君) 1番の鶴田です。1番について説明致します。

この申請につきましては、申請人が老後の安定のために共同住宅を建築したいということです。申請場所は天草広域連合の入口のところにあります。ここに共同住宅2棟と駐車場を建設する計画です。給水は上水道を利用し、排水については公共下水道で処理する計画となっています。周囲は住宅地であり、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 2番を説明いたします前に、この2番より6番までの5件の申請並びに次の議事日程である農地法第5条の許可申請7件の申請と併せて、一体的な事業として申請が出されております。

つきましては、この2番から6番までを一括してご説明してよろしいかお伺いいたします。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（平田正剛君） ありがとうございます。また、資料④については、2番より6番までをまとめて作成をいたしております。では、2番について、ご説明いたします。

佐伊津町の申請人は、自己取得予定地までの道路を建設するため、本渡町の田 12 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に道路として利用されているため、始末書が添付されております。

3番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、クヌギを植林したいため、本渡町の畑 460 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

4番について、ご説明いたします。

城下町の申請人は、クヌギを植林したいため、本渡町の畑 435 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

5番について、ご説明いたします。

八代市日置町の申請人は、クヌギを植林したいため、本渡町の畑 439 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

6番について、ご説明いたします。

南新町の申請人は、クヌギを植林したいため、本渡町の畑 305 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。ただ今、事務局より2番から6番まで関連しているため、一括して説明がありましたので、私の説明も一括して行いたいと思います。

申請場所については、見取図を参照いただきますと左上が広瀬ニュータウン、右側が東洋コンクリートとなっているところに位置しております。この申請地一体は平成11年度に基盤整備され、当初は耕作をされていましたが、高齢化及び市外への転出等もあり、遊休化が進み、農地として管理ができないということで山林として管理したいというものです。

それでは順を追って説明をしたいと思います。

2番の申請人は、自己取得地への道路として転用したいというものです。地図は②です。

3番の申請人は、クヌギを植林し、山林として管理したいとの申請です。地図は③です。

4番の申請人も、クヌギを植林し、山林として管理したいとの申請です。地図は④です。

5番の申請人は、クヌギを植林し、山林として管理したいとの申請です。地図は⑤です。

6番の申請人は、クヌギを植林し、山林として管理したいとの申請です。地図は⑥です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

○18番（森岡一正君） 18番の森岡です。この申請地のほとんどが椎茸、椎茸となっておりますが、現地としては宅地化しているような状況ですが、何か目的があって椎茸植林につながっているということではないのですか。何か椎茸や自己所有地への道路といった見据えたような申請のような気がするのですが・・・、更に言えば、転売目的ではないかという気もするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） 担当委員、お願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。申請地は元々焼却場の下に位置しており、悪臭を放っておりました。耕作もされず、遊休化していたわけですが、先ほど申し上げたように耕地整備を行い、耕作ができるようになったのです。しかしながら、高齢化や市外への転出等があり、耕作がされなくなってきた、今回植林として管理したいとのことなのです。

○議長（鶴田雄士君） 森岡委員、今の説明でよろしいでしょうか。

○18番（森岡一正君） 5条申請と関連があるんでしょう。これは売買ということではないのですか。

○事務局（平田正剛君） 5条申請については、贈与と交換のみとなっています。

○18番（森岡一正君） 売買ではないということですね。しかし、田畑ですよね。譲受人は該当するのですか。現状が田畑となっていますが、譲り受けることが可能ですか。

○事務局（平田正剛君） これは転用案件でありますので、山林への転用ということになりますから、3条申請のように農地として譲り受けるわけではありません。山林として転用したいという申請です。

○18番（森岡一正君） はい、わかりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。今の案件で質問したいと思います。

先ほどの地元委員の説明の中でありましたけど、ほ場整備がしてありますという説明がありました。そしてこのほ場整備の仕方ですけれども、これは事務局にお尋ねしたいのですが、税金の補助金を受けた整備事業でしょうか。それとも個人の方が整備された事業でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（平田正剛君） これはほ場整備ということではなくて、本渡市農業委員会時代に利用・形状変更届が出されまして、田から畑に変更されたということになります。ほ場整備が行われた地区ではありません。

○12番（山本友保君） では、税金による補助金は出ていないのですね。

○事務局（平田正剛君） 出ておりません。

○12番（山本友保君） わかりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。この申請のあり方なんですけど、各申請者がそれぞれ転用されて、後から転用後に一括して購入されることだと思うんですが、なぜ購入される方が最初から転用されないのか解らないのですが……。この4条で申請される方は

ご自分で管理されるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鶴田雄士君） 担当委員、お願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。最初に説明しましたように、贈与で受けられた方が中心になり整備を行い、・・・。

○議長（鶴田雄士君） 事務局の方から説明をしてもらっていいですか。

○事務局（平田正剛君） はい。これは最初に申し上げましたが、農地法第5条申請と併せて一体的な事業として申請が出されております。資料④の2ページを見ていただきますと、4条の2番から6番までが記載された『配置図・排水計画図』という資料がありますが、それぞれ番号を付けてあるところが4条申請で、自分の農地を自分が山林にしたいという申請であります。5条申請においては、贈与とか交換によって、元々バラバラだった農地を管理しやすいように四角形にまとめ、その上で一体的となった自分の農地に植林をし山林として管理するという申請になっております。この説明でよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） 戸谷委員、今の説明でよろしいでしょうか。

○33番（戸谷泰典君） 今の説明で解るのですが、4条で申請された方が自分たちも参加されて、後々椎茸を栽培されるのでしょうか。

○事務局（平田正剛君） それぞれの申請者が委任状を提出し、ある事務所に書類作成の依頼がされているため、本人の意思に基づく転用申請であると事務局も認識しております。

○33番（戸谷泰典君） はい、わかりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。ただ今質問されました戸谷委員の考え方と相通じるところがあるわけですが、我々はやっぱり注意深く転用申請の中身を見ていかなければならないと思っております。例えば、4条の6番を見ていただきますと、隣接地に住宅があるわけでありまして。農業委員会に出す前に山林に転用しておいて、次にこれは宅地になる可能性もあると、それは条件が厳しくなるから山林に転用していくのではないのかなという危惧を我々は持っているわけでありまして。そこに宅地が無いならば、クヌギを植えてもいいと思いますが、そうなってしまえば農業委員会には何の手続きもしなくていいわけです。そういった逃げの考え方があるのではないかなと思うわけです。そのようなことでのいいのでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） 事務局から回答をもらっていいですか。

○事務局（平田正剛君） 4条の6番のスクリーン画面の中で隣接地に建物が写っておりますが、これは今回の申請とは別のところでありまして、手前の方が4条申請で奥の方が5条申請による交換ということです。先ほども申し上げましたが、バラバラの農地を交換等に

より管理しやすいように四角形にして植林するとの申請内容になっております。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。要するに山林転用した後に別の目的があるのかどうかという問題なんです。例えば、それぞれの申請者がクヌギを植えた後に椎茸栽培のグループを作って活動されるというのであれば問題ないのですが、クヌギを植え、山林にし、その後は宅地にしますということでは違和感があるんですね。だから最初から宅地ならば宅地転用として申請をすればいいのに、クヌギを植えて山林にして管理しますということはこの写真がなければ納得もするのですが、このような写真があるとそうなのかなと疑問が生じるわけなんです。しかし地元の委員さんが承認されているのであれば、それは許可してもいいのかと思うのですが、この図面関係をみると、「はい、そうですか。」とはならないということをお願いいたします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 事務局から回答をしてもらっていいですか。

○事務局（吉田直哉君） この案件に限らずなんですが、総会で審議していただいて、その後県の審査会を経て許可書が交付されることとなります。この植林転用の案件については、許可後、植林した後に完了報告書を提出していただくことになるのですが、その時点で現地を確認することになっておりますので、その時おかしいようであれば、指導するなり、許可を取り消すなり出来ますので、その時はご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見がなければ、お諮りいたします。本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 7番について、ご説明いたします。

下浦町の申請人は、個人住宅を2棟と農業用倉庫を建設するため、下浦町の畑2筆900㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に個人住宅1棟と農業用倉庫として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。7番について説明致します。

申請場所は本渡東中学校入口よりさらに国道を200mほど進んだ左側にあります。申請内

容としては、現在住んでいる自宅に娘夫婦が同居することになり狭いため、新たに自己住宅を建築するということですが、元々の住宅及び農業用倉庫についてもこれまで転用申請がされていなかったため、今回個人住宅2棟と農業用倉庫の申請となった次第です。周囲は住宅が密集しており、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 8番について、ご説明いたします。

有明町の申請人は、山林として管理したいため、有明町の畑1,607㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に植林されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。8番について説明致します。

申請場所につきましては、有明町小島子の天草厚生病院から山側に入り4kmほど進んだところにあります。この申請地に杉を約800本植林をするということです。しかしながら、現地確認を行いましたところ、すでに植林をしてから40年から50年は経っているような状況でございました。とても杉を伐採して畑に戻すことは困難であるため、始末書付きの申請ではありますが、よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 9番について、ご説明いたします。

倉岳町の申請人は、太陽光発電施設を設置し売電したいため、倉岳町の畑98.56㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番の稲田です。9番について説明致します。

事務局から説明があったとおり、1,735㎡の内98.56㎡を太陽光発電施設として転用したいという申請です。隣接者が3名いらっしゃいますがすべて同意が取れており、特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 10番について、説明します。

新和町の申請人は植林し山林とするため、新和町の畑1,220㎡を転用したいというものです。既に杉を植林されているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番の川口です。10番について説明致します。

申請場所については、JAあまくさ碓石事業所より西の方に1.5kmほど進んだ山間にあります。車も入らない、周りも山林に囲まれたところですが、隣接者もいらっしゃいましたが、同意がもらえなかったということです。しかし、耕作もされておらず問題はないと思います。既に植林されており、始末書も添付されております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11 番について説明します。

河浦町の申請人は植林し山林とするため、河浦町の田 1,881 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 担当の武内農業委員から本案件についての意見をお預かりしておりますので読み上げます。

位置については、河浦から福連木へ越える「山あい」にあります。申請地は山林に囲まれ農機具も入らない悪条件の中で、イノシシの被害も多く、今後はクヌギを植栽することです。北側に畑もありますが、作付けはなく荒廃し山林化しています。一応、その畑の所有者と行政区長の同意書も添付してあり問題ないと思いますが、ご審議をお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1 番について、ご説明いたします。

古川町の借受人は、個人住宅を建築するため、船之尾町の貸渡人から川原町の畑 307 m²を使用貸借権の設定により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1 番（鶴田雄士君） 1 番の鶴田です。1 番について説明致します。

貸渡人と借受人は親子であり、借受人が現在借家住まいのため自己住宅を建築したいとの申請です。申請場所については川原町の交差点より東方向に 50m ほど進んだところにあります。給水は市の上水道、排水は公共下水道を利用され、周囲は住宅街となっております。

すので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、個人住宅を建築するため、本渡町の譲渡人から北原町の田 699 m²の内 500 m²を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

譲渡人が有限責任中間法人となっておりますが、平成20年12月より法改正があり、現在は一般社団法人ということであります。譲受人は現在借家住まいのため自己住宅を建築したいとの申請です。申請場所については、九州農政局の統計情報センターの近くにあります。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道、雨水は道路側溝へ放流される計画です。周囲は住宅街となっており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番を説明いたします前に、この3番より9番までの7件の申請につきましては、前議事日程の農地法第4条の許可申請5件と併せ、一体的な事業として申請が出されております。

つきましては、この3番から9番までを一括してご説明してよろしいかお伺いいたします。

また、資料④については、3番より9番までをまとめて作成をいたしております。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（平田正剛君） では、3番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、クヌギを植林するため、南新町の譲渡人外3名から本渡町の畑8筆1,630㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

次に、4番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、自己譲受予定地への進入路としての道路を建設するため、南新町の譲渡人外2名から本渡町の畑6筆278㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に道路として使用されているため、始末書が提出されております。

次に、5番について、ご説明いたします。

城下町の譲受人は、クヌギを植林するため、本渡町の譲渡人から本渡町の畑16㎡を交換により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

次に、6番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、クヌギを植林するため、南新町の譲渡人外1名から本渡町の畑385㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

次に、7番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、クヌギを植林するため、城下町の譲渡人から本渡町の畑29㎡を交換により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

次に、8番について、ご説明いたします。

南新町の譲受人は、クヌギを植林するため、八代市日置町の譲渡人から本渡町の畑252㎡を交換により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

次に、9番について、ご説明いたします。

八代市日置町の譲受人は、クヌギを植林するため、南新町の譲渡人から本渡町の畑103㎡を交換により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君） 31 番の松原です。3 番から 9 番について一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○31 番（松原高弘君） では、3 番から説明いたします。

譲渡人 3 名から贈与を受け、山林として管理したいという申請です。

4 番については、山林の管理をするための道路として利用したいというものです。

5 番については、交換により取得し、山林として管理したいというものです。

6 番については、交換により取得し、山林として管理したいというものです。

7 番については、交換により取得し、山林として管理したいというものです。

8 番については、交換により取得し、山林として管理したいというものです。

9 番については、交換により取得し、山林として管理したいというものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 10番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、個人住宅を建築するため、本渡町の譲渡人から本渡町の田172㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が添付されています。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。10番について説明致します。

譲受人は現在借家住まいのため自己住宅を建築したいとの申請です。申請場所については、水の平焼きの近くにあります。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道、

雨水は道路側溝へ放流される計画です。既に雑種地として利用されているため始末書が添付されております。周囲は住宅地となっており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 11番について、ご説明いたします。

東浜町の譲受人は、建売住宅を建築するため、熊本市東区の譲渡人から本渡町の田2筆837.37㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。11番について説明致します。

譲受人は不動産業を営んでいるため建売住宅を建築したいとの申請です。申請場所については、先ほどの10番から50mほど中に進んだ右側にあります。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道、雨水は道路側溝へ放流される計画です。排水同意についても地区の区長の他水利組合からの同意も得られております。周囲は住宅地となっており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 12番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人は、個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人から本渡町の田3筆214.52㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。12番について説明致します。

譲受人は借家住まいのため自己住宅を建築したいとの申請です。申請場所については、苓明高校実習地の隣にあります。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道、雨水は道路側溝へ放流される計画です。既に田から雑種地へ利用されているため始末書が添付されております。周囲は住宅地となっており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 13番について、ご説明いたします。

亀場町の借受人は、太陽光発電施設を建設するため、亀場町の貸渡人から亀場町の田596㎡を使用貸借権の設定により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。13番について説明致します。

申請場所については、亀場の地域医療センターの100m手前右側になります。貸渡人は借受人の父親ですが耕作が困難であるため、息子が借り受けて太陽光発電施設を建設するという申請です。給水は使用せず、排水も雨水のみとなりますが、道路側溝へ放流するという計画です。隣接同意については該当者が2名おられますが、1名の方については行方不明ということで1名のみの添付がありました。排水同意については区長の同意も取れておりますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に14番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 14番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、道路を建設するため、下浦町の譲渡人から下浦町の畑 309 m²を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、道路として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。14番について説明致します。

申請場所については、上島広域中央農道の栖本町へ入る手前右側になります。これまでは自宅までの道路が狭く不便であるため、農地を開いて新しく道路を建設するとの申請です。既に道路として利用されており、手続きがしてなかったため、今回の申請となった次第です。周囲はほとんどが山林で、特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました14番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に15番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 15番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、個人住宅を建築するため、下浦町の譲渡人から下浦町の畑 1,921 m²の内 1,045.51 m²を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、道路及び農業用倉庫が建てられているため始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。15番について説明致します。

この申請につきましては、昨年農業振興地域からの除外申請が出され、許可を受けた案件であります。申請場所については、国道より金焼方面へ入り、約1kmほど進んだ左側にあります。申請内容としては、現在の住宅が白蟻の被害がひどく、農家住宅と農業用倉庫を建築するものです。周囲に農地はなく、特に問題はないと思いますので、よろしく審議

のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました15番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に16番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 16番について説明します。

有明町の譲受人は、植林し山林として管理したいため、愛知県一宮市の譲渡人から、有明町の畑1,207㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番の山田です。16番について説明致します。

申請場所については、須子と赤崎の境にあります。譲受人と譲渡人は親戚関係であります。昭和40年ぐらいまでは譲渡人の父親が亡くなるまでみかんを栽培されていました。その後は荒れていたわけですが、譲渡人が県外在住だったため、有明町在住の方に山林として譲り管理してもらいたいとのことでの申請となりました。隣接者及び区長からの同意書も添付されております。何も問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました16番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に17番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 17番について説明します。

有明町の譲受人は、山林として管理したいため、有明町の譲渡人から、有明町の畑795㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

なお、既に植林されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11 番（浦上廣幸君） 11 番の浦上です。17 番について説明致します。

申請場所については先ほどの4条申請の植林があったところに隣接しております。譲渡人である兄が高齢で管理ができないとの理由から譲渡人の弟へ贈与し山林として管理したいという申請です。隣接者及び区長からの同意も取れており、特に問題ないと思いますので審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました17番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に18番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 18番について説明します。

新和町の譲受人は農家住宅を建築するため、新和町の譲渡人から新和町の畑 485 m²を受贈により転用したいというものです。なお、申請地は農振農用地区域内であったため、平成24年11月26日開催の第12回総会で除外についてご審議いただき、本年5月29日に除外の決定がなされた案件でございます。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○18 番（森岡一正君） 18 番の森岡です。18 番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与により農家住宅を建てたいということですが、先ほど事務局から説明があったとおり農業振興地域からの除外が決定したためこの申請となった次第です。しかし実際は60年以上前に建築されていて、虫食い状態で老朽化しており、今回建替えのための申請であります。資金計画及び資金証明も添付されており、何等問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました18番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に19番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 19番について説明します。

牛深町の譲受人は貸駐車場とするため、牛深町の譲渡人から牛深町の畑 100 m²を売買により転用したいというものです。既に貸駐車場として使用されているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。19番について説明致します。

申請場所については、須口団地から100mほど進んだところにあります。これまでも借り受けて駐車場として利用されていたのですが、今回地籍調査の結果を受けて農地であることが判明し、売買による申請となった次第です。隣接地に畑がありますがみかん園が荒れた状態であり、特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました19番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第37号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第37号について説明します。

1番の宮地岳町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が5件、再設定の計画が8件で、総面積は71,631 m²となっております。

なお、議案中、次に申し上げます番号が農地利用集積円滑化団体を通じての転貸の案件でございます。番号を申し上げます。9番、10番です。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定13件につきまして質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局(藤崎眞二君) 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届が魚貫町、志柿町からそれぞれ1件ずつ、田と畑を盛土により改良し、野菜及びスイカを栽培する計画の届出がありました。

続きまして、許可不要転用の4条案件に係る届出については有明町より1件提出され、農業用倉庫を建築するという届出がありました。

次に、許可不要転用の5条案件に係る届出についてはありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

午後3時45分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 滝下清三郎

署名委員 山田晴彦